年　　月　　日

**研修用貸出ＤＶＤ等利用申込書**

　**◆ＤＶＤの利用にあたっては、下記の「研修用貸出DVD等利用要領」を遵守し利用します。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申し込み者 | 会　社　名 | ふりがな（担当者氏名　　　　　　　　　　　　　　） |
| 住　　　所 | 〒　　　　－ |
| 電話番号 | （　　　） |
| 利　用　期　間**※期間厳守** | 　　年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日まで**利用開始日から10日より前の申込書提出は受け付けません。** |
| ＤＶＤナンバー及びタ　イ　ト　ル | No： | ﾀｲﾄﾙ： |
| No： | ﾀｲﾄﾙ： |
| No： | ﾀｲﾄﾙ： |
| 受取り方法 | 1. 県ト協にて直接受取り②宅配便にて受取り（いずれかの番号に〇印をして下さい）
 |
| 返 却 方 法 | 1. 県ト協にて直接返却　②宅配便にて返却　（いずれかの番号に〇印をして下さい）
 |
| **「研修用貸出DVD等利用要領（抜粋）」****第３条（利用期間）**ＤＶＤ等の利用期間は、原則として貸出し日から７日間を限度とする。**第４条（貸出本数）**ＤＶＤ等の貸し出し本数は、原則として１企業１回あたり３本を限度とする。**第７条（返　　却）**①利用者は、利用申込書に記載した利用期間を終了したときは、直ちに協会に返却しなければ　　　　　　　　　　ならない。　　　　　　　　　　②返却の際、協会に送付する場合の送料は、利用者が負担する。**第８条（取消変更）**利用の申し込みをした者が、その利用を取り消し又は変更しようとするときは、速やかに協会　　　　　　　　　　に申し出た上で、協会の指示に従わなければならない。**第９条（利用心得）**①利用にあたっては、破損しないように丁寧な扱いを心掛けること。　　　　　　　　　　②破損した場合は、速やかに協会に連絡すること。　　　　　　　　　　③返却の際は、必ず巻き戻しておくこと。　　　　　　　　　　④次の利用者の利用を考慮して取り扱うこと。　　　　　　　　　　⑤その他、協会の指示に従うこと。**第10条（弁　　償**）①利用者が、故意又は過失によってＤＶＤ等を破損又は紛失した場合は、速やかに協会に申し出たうえで、弁償金を支払わなければならない。　　　　　　　　　　②弁償金額は、法定耐用年数は5年、残存価格は税込価格の１０％とし、定率法により減価償却費を算出して決定する。**第11条（その他）** この要領に定めていない事項については、必要に応じ協会の指示に従わなければならない。 |

　お問い合わせ・お申し込み先

　(公社)福岡県トラック協会　業務二課　　（Tel 092-451-7845・**Fax 092-451-7964**）